

規制の事後評価書要旨

【別紙4-9】

法律又は政令の名称	障害者の雇用の促進等に関する法律
規制の名称	書類保存義務の明確化
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課
評価実施時期	令和6年1月
事前評価時の想定との比較	<p>本規制は、平成30年に国及び地方公共団体の行政機関において、障害者雇用義務制度の対象となる障害者の計上に誤りが見られ、法定雇用率を達成していない状況が明らかになったことから、障害者雇用施策を適正かつ着実に進めるために設けたもの。もし当該規制の導入がなければ同様の事案が再発した可能性がある。</p> <p>書類保存義務が法律上明確化されたことにより、事業主における障害者雇用義務の適正な履行が確保されている。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守費用の把握 遵守費用については、法律において書類の保存義務を規定した令和元年時点で、既に省令において事業主の書類保存の義務が規定されていたため、追加的な費用は発生していない。 ・行政費用の把握 行政費用については、法律において書類の保存義務を規定した令和元年時点で、既に省令において書類保存の義務が規定されているため、追加的な費用は発生していない。 ・効果(定量化)の把握 書類保存義務が法律上明確化されたことにより、事業主における障害者雇用義務等の適正な履行が確保されている。 ・便益(金銭価値化)の把握 金銭価値化することは困難である。 ・副次的な影響及び波及的な影響の把握 副次的な影響及び波及的な影響は特にない。
考察	事業主における障害者雇用義務の適正な履行等を担保するためには、引き続き、書類保存義務を維持することが適当である。